

令和2年度第3回福祉のまちづくり推進審議会会議録

■日時 令和2年8月13日（木曜日）午前10時00分から午前11時40分まで

■場所 府中市役所 北庁舎3階 第1・2会議室

■出席者

＜委員＞

工藤希一、齋藤慶子、七字藍子、高橋史、中山圭三、永合美穂、生田目和美、原田まち子、増岡寛子、山下達也、横倉聡、和田光一（五十音順・敬称略）

＜事務局＞

福祉保健部長（柏木）、地域福祉推進課長（渡邊）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（中澤）、地域福祉推進課社会福祉係長（中村）、地域福祉推進課職員（更級、岡田）

＜オブザーバー＞

高齢者支援課長（鈴木）、高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長（大木）、介護保険課長（時田）、介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査（阿部）、障害者福祉課長（山田）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（笹岡）、株式会社生活構造研究所（柏木）

■欠席者 川口宣男、野本和久、宮崎貞男（五十音順・敬称略）

■傍聴者 1名

■議事 1 議題

- (1) 市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について
- (2) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業内容（案）について
- (3) その他

■資料

（事前送付資料）

資料1 市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度～令和8年度）

（当日配布資料）

次第

【修正版】資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度～令和8年度）

1 開会

○事務局

皆様おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和2年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、事務局より4点、お願いがございます。

1点目、後日の会議録作成をスムーズに行うため、本審議会の開催中は録音をさせていただきます。

2点目、ご発言の際は挙手をしていただき、お名前をおっしゃってからお話しくださるようお願いいたします。

3点目、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、手指の消毒、マスクの着用等にご協力くださいますようお願いいたします。

4点目、感染症対策といたしまして、換気を行っています。また、ご発言の際にご使用いただくマイクにつきましても除菌をいたします。できるだけスムーズな進行を心がけてまいりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

それでは、会長、よろしくようお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

新型コロナウイルス感染症も大変ですけれども、急に暑くなりまして、昨日の府中もかなりの暑さだったと思います。体には十分気を付けていただきたいと思います。

それでは、令和2年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催します。

本日も会議の円滑な進行にご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、事務局より本日の委員の出席状況について報告をお願いします。

○事務局

はい、会長。本日の委員の出席状況についてご報告いたします。本日の会議は委員15名中12名のご出席をいただいております。したがって、府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしていますので、有効に成立することをご報告いたします。なお、ご欠席の川口委員、野本委員、宮崎委員からは、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。以上でございます。

○会長

ありがとうございます。それでは、続いて前回の会議録について確認をさせていただきます。前回出席された委員の皆さんには事前に会議録の案を送付していますが、事務局に修正等の連絡はありましたか。

○事務局

はい、会長。前回審議会の会議録につきまして、1点修正のご連絡をいただきましたが、検討内容に影響するものではございませんでしたので、事務局において修正し、発言者名を伏せるなどしたうえで、市政情報公開室、中央図書館、市ホームページで公開の手続きを進めたいと考えております。前回の審議会の会議録についてのご報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○会長

はい、ありがとうございます。前回の会議録について、内容に関する修正はないということですが、前回の審議会で質問があった「都の実施している自治会への助成と市の実施している自治会への助成」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

はい、会長。前回の審議会でご質問いただきました東京都の実施している自治会への助成と本市の実施している自治会への助成について、ご回答いたします。

東京都では、地域の底力発展事業助成という地域活動の担い手である町会・自治会が主催して行う地域の課題を解決するための取組を支援するための助成を行っています。

対象となる事業は、自治会・町会等による世代間交流イベントや地域紹介ガイドブックの作成と、その活用による加入促進事業などの地域の課題解決のための取組、防災訓練、また、オリンピック・パラリンピックの気運の醸成につながる活動などがあります。また、前回委員からご質問があった、今年度から始まった助成というのは、地域の底力発展事業助成で新たに対象となった、多文化共生社会づくりかと思えます。こちらは、近年、都内の在住外国人の数が急増し、国籍も多様化しているなか、国籍・民族・宗教等の違いを認め合い、地域の一員として受け入れる多文化共生意識の定着が重要となっているということから、そのような意識づけにつながる事業が助成対象となっています。

東京都の地域の底力発展事業助成は、自治会・町会等が東京都に直接手続きを行うものです。

本市が行っている自治会への助成としては、自治会・町会などが管理運営している公会堂等の整備に対し、助成金を交付しています。また、自治会回覧を行っていただく上で、世帯数に乗じた委託料をお支払いしています。また、助成金という形ではありませんが、自治会・町会等への加入促進のため、市へ転入されてくる方に対しては自治会・町会等のご案内をお渡ししております。

なお、宝くじの社会貢献広報事業として一般財団法人自治総合センターが行っている助成があります。

その他、自治会・町会等に限らず、市民活動、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等に活用できる助成については、市民活動センタープラッツが情報提供を行ったり、相談を受け付けております。以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございます。市と都の助成についての説明がありました。何かご質問や改めて会議録の修正等ありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。修正はないようですので、事務局は公開の手続きを進めていただきたいと思います。

思います。

それでは続いて、本日の傍聴について事務局より説明をお願いします。

○事務局

はい、会長。本日は、1名の方から傍聴希望の申し出がございます。傍聴の許可につきまして、お諮りいたします。

○会長

傍聴の申し出がありますが、許可することに異議はありませんか。よろしいですか。

それでは、お願いします。

《傍聴者入室》

○会長

それでは続いて、事務局から配布資料の確認をお願いします。

○事務局

(※ 事前郵送資料及び配布資料確認)

○会長

資料についてはよろしいでしょうか。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。

2 議題

(1) 市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について

○会長

議題(1)市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について事務局から説明をお願いします。

○事務局

(※ 議題(1)「市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について」説明(資料1))

○会長

ただ今事務局より説明が終わりました。ご質問・ご意見がありましたら発言をお願いします。

はい、副会長、お願いします。

○副会長

今説明していただいた資料1の61ページの(4)福祉のまちづくりの推進で、先ほどバリアフリー等に関しては若干修正しているということで、最後に「更なる福祉のまちづくりを推進する必要があります」ということですが、この福祉のまちづくり推進審議会で地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を検討しているのと同様に、府中市社会福祉協議会においても地域福祉活動計画「あつたか府中ささえあいプラン」を実施していると思います。

社会福祉協議会の地域福祉活動計画と市の地域福祉計画は車の両輪だと国では言っています。そう考えると、更なる福祉のまちを推進するためには、例えば「府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と連携や連動をしながら」といった言葉があったほうが良いと考えました。今日は社会福祉協議会の方がいらっしゃるので、その辺りはどうなのかを聞いてみたいと思います。

○会長

社会福祉協議会の地域福祉活動計画とこちらの計画は車の両輪だということですので、一部文言を入れたほうが良いのではないのかという質問でした。

その辺りについて、事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。今、副会長からご意見をいただきました社会福祉協議会で策定いたします地域福祉活動計画と地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画は、車の両輪のようであるということについては、まさしくそのように考えています。

計画の内容に関して、社会福祉協議会と連携や整合を図りつつ、策定を進めていきたいと考えています。記載内容についても検討してまいりたいと思います。以上です。

○事務局

会長、補足させていただきます。本計画の案の作成の際には、計画の趣旨や位置付けなどご指摘いただいた内容を明記していきたいと考えています。よろしく申し上げます。

○会長

ありがとうございます。よろしいですか。

委員、何かありますか。

○委員

特にございません。

○会長

その他に何か質問等ありますか。

委員お願いします。

○委員

視覚障害者の部分に関して、点字ブロックや音響式信号機が比較的充実しているという調査結果が出ていました。ですが、実際視覚障害者はあまりそれを実感していません。

地域の支え合いのために大切なのは、お祭りなど地域のイベントに普段から参加して、地域に関心を持ち、日頃から近隣の方と関わりを持つことという内容の文章があります。

これは、調査の中で、地域とのつながりがあまり持っていないという方の声なのか、全体の声なのか少し分かりにくいです。地域との関わりが今希薄になっているという方がこう思っているならこれに対応していけばいいと思いますが、今希薄だと感じている人たちの意見がどこかで分かると思います。後で結構ですので、資料を出せるものかどうかをお伺いできますか。

○会長

恐らくクロス集計が必要だと思いますが、その辺りについて事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。申し訳ありませんが、この場で即答はできませんので、クロス集計の結果を後ほど資料としてお示ししたいと思います。

○会長

委員よろしいですか。

その他に何かありますか。文章等も含めて、確認をしていただければと思います。

それでは、とりあえず次の議題に移り、最後に資料1と資料2を両方一緒に確認させていただければと思います。よろしいですか。

(2) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業内容（案）について

○会長

続いて、議題（2）次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業内容（案）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

（※ 議題（2）「次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業内容（案）について」説明（資料2））

○会長

ありがとうございました。ただ今事務局より説明がありました。大きく分けて目標が4つ、事業名が前は97でしたが、それを37に改めたということです。

何かご質問・ご意見等がありますか。

委員お願いします。

○委員

3ページの目標2、包括的支援体制の整備の(2)の複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点】のところですか。事業番号13、多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】とあるのは、基幹相談支援センターのことですか。質問です。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。まず、多機関の協働の包括的な相談支援体制の構築。こちらは取組内容の説明にあります。地域福祉コーディネーターが中心となって、複数の分野にまたがる複合的な課題を抱える人・世帯について、関係機関との連携による包括的・継続的な支援体制の構築を考えていきたいと思っています。

まず、身近な生活圏域において、住民同士が地域の困り事を自分のこととして受け止めて問題解決を図る仕組み、それによって地域福祉の向上と地域力の向上を図っていききたいと考えています。その中で、地域福祉コーディネーターが関係機関等と調整していきながら、包括的な相談支援体制の構築を関係機関との協働によって進めていきたいということで、こちらに記載させていただいています。

基幹相談支援センターに関して、まずはこちらについては記載の内容に沿って進めさせていただきます。

○委員

分かりました。

○会長

今までは恐らく地域包括支援センターや地域生活支援センターなどが連携をしていくような形でしたが、今度は地域福祉コーディネーターがありますので、それらも中心としながら協働でやっという、連携してというシステムだと思います。

よろしいですか。何かその他にはございますか。副会長お願いします。

○副会長

4点、確認と提案のような形で少し質問したいと思います。

第1点目は、資料2の事業番号4地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化のところ福祉エリアと書いてありますが、これは今までの6エリアですか、文化センター圏域の11ですか。分かりませんので、福祉エリアについて教えていただきたいです。

それから、第2点目は、事業番号9防犯意識の向上とあります。そして、防犯意識の向上などということで、高齢者世帯や子どもを犯罪から守るなどと書いてあります。これは提案ですが、例えばある小学校では、小学校の周りであそこのこれが危ないなどが示された防犯マップが作られています。

そうすると、あそこの公園は最近少し危ない人が出てきそうだとか、公園は木が多すぎるから切ってもらなど、子どもたちに防犯マップ作りをしながら自らも守るといような取組が、実は全国的に結構あります。防犯意識の向上に、教育分野を取り込んでいくようなことが一文書けたらいいと思います。

3点目は、事業番号12です。福祉の総合相談窓口の設置と書いてあります。取組内容が、様々な福祉分野の問題が1か所で相談できる総合相談窓口の整備を進めるとあります。私は、これは相当需要があると思っています。今はかなり窓口が多様化しています。一体どこに行けばいいのだろうか、そうするとワンストップという、まずここに来てくださいと、その問題は振り分けていきます。そうすると、総合相談窓口の整備はとても大事です。現段階で、具体的なイメージがもしあれば教えていただきたいです。

4点目は、方針(4)権利擁護の推進、虐待防止の推進の施策①権利擁護の推進【重点】に成年後見制度利用促進基本計画の推進と書いてあります。成年後見制度の利用促進はとても重要だと思っています。例えば認知症のご高齢の方でも、成年後見はまだ利用するようなところに至っていない、まだ判断能力があるという方、そういったグレーゾーンの方々の支援、権利擁護は、社会福祉法では日常生活自立支援事業というものがありますが、これは社会福祉協議会の事業かと思っています。府中市の社会福祉協議会は、都内でもたくさんケースを抱えて一生懸命やっているところだと私は認識しています。

そう考えると、権利擁護の推進というところで、成年後見と日常生活自立支援事業をセットにするような一文を加えて、権利擁護の推進は、成年後見だけではなく、成年後見に至る前からのもので、それは日常生活自立支援事業を推進していくという形で一文を入れていただければと思います。

以上4点をよろしくお願いします。

○会長

ありがとうございました。

事務局より4点説明をお願いします。

○事務局

はい、会長。まず1点目の福祉エリアについては、現行計画の6エリアが、文化センター圏域を基礎とした新しい福祉エリアになり、福祉計画検討協議会において、福祉計画で取り組むことの一番に、福祉エリアの見直しによる地域力の強化を挙げています。そこで、次期計画における福祉エリアについては、11の文化センター圏域を基礎とするものとして見直すことにしましたので、こちらは11の文化センター圏域を基礎としたものになります。

2点目、事業番号9の防犯意識の向上です。こちらに関しては、教育の中でそういった取組があるかどうかを担当課と確認し、記載を検討していきたいと思います。また、4点目の成年後見制度に関しても検討していきたいと考えています。

3点目のご質問の福祉の総合相談窓口の設置ですが、こちらは現在福祉相談の部署があります。また、各分野、福祉の分野においてもそれぞれの分野の課題に関して相談をお受けしているところがあります。そういった中で、まずは相談ができる場所をとすることは必要な部分だと思っていますの

で、こちらについては1か所で相談できるような福祉相談の窓口の整備について、現在関係課と調整を行っているところです。以上です。

○会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

副会長が言いましたように、子どもが防犯マップを作るという取組は、割と実施しているところが出てきています。この流れは福祉教育ということで、心のバリアフリーの中にも入っていますので、ぜひ福祉教育の一環として考えていただきたく、ここに載せていただければと思います。

その他には何かございますか。委員お願いします。

○委員

この防犯マップは、ほとんどの小学校で、PTAが主体となって作っています。学校の保護者に配布して、そこで終わっています。作り方も学校によって様々で、子どもと一緒に作り上げたり、保護者だけで作ったり、先生と一体になって作り上げたりしています。考えてみると、それを学校だけでとどめておくこともすごくもったいないことなので、それを市の方でまとめて発信する場などがあればいいと思います。

また、福祉エリアをせっかく文化センター拠点で分けるのであれば、やはり情報を発信することが必要かと思っています。特に、今30代、40代の子育て世代も含め、SNSを使っている方も多いです。そうすると、文化センターごとに何か、LINEでもTwitterでもいいですが、それを登録しているとその地域の情報が来るような形になっていれば、防犯などについて我が事の意識が上がるような気がします。ですので、できたら福祉エリアごとにそれぞれ、例えば白糸台文化センター発信の情報が来る、紅葉丘文化センターエリアの情報についても登録しておくことが選べるなどとなっていると、いろいろなことがつながっていったり、相談するときにも、こういうことをやっているならこういうところに相談しようということにもつながるかと思いますし、防犯意識も上がったたり、防災意識も上がったたりすると思いました。以上です。

○会長

ありがとうございました。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

その他には何かございますか。委員お願いします。

○委員

すごくすっきりしているイメージがありますが、やはりこちらの項目は、こちらの事業にも該当するかなというようなものが見られるかなと思います。その中で、正しい事業番号でいうと21ひきこもりに関する支援です。こちらに関しては、恐らくひきこもりの方の自立と社会参加への支援ということで、こちらの項目に入っているのかと思います。

私も相談支援機関に勤めているもので、ひきこもりに関する相談も最近、高齢者の相談に付随して非常に多くお受けしています。その中で、ひきこもりの方ご自身が相談することは、なかなかないことかと思っています。きっとご家族や地域の方が、こういった場合はどこに相談するのだろうと

迷っていらっしゃることが多いかと思います。

私も意見を述べながらも迷っているのですが、この事業は、3ページ目の相談体制の構築のところにも該当するのかなと思います。ひきこもりに関することを方針（5）自立と社会参加への支援に位置付けた根拠を教えてくださいなと思います。以上です。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

ひきこもりに関する支援は、自立と社会参加という方針の基に施策を位置付けていますが、委員のご意見のとおり、まずは相談をしていただくことが大切ですが、なかなかつながりにくいという課題があると思いますので、どちらの目標や方針に位置付けていくほうがより分かりやすく、より適当かは庁内でも調整をさせていただきたいと思います。

どちらかだけに分けられるものでもないとは思いますが、複数にまたがる事業については、関連する事業として計画書を作る際に記載していくことも考えられるかとお話を伺って感じました。ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。

その他にはございますか。委員お願いします。

○委員

資料2、事業番号7番です。避難行動要支援者に対する支援体制の強化とあります。これから夏に台風などの災害が起きます。その際、避難行動要支援者名簿を作成するとありますが、私たち民生委員や自治会などは、防災対策名簿しかいたしません。

避難行動要支援者名簿は、市が作成して、各機関で連携を図って支援体制を構築すると書いてありますが、その名簿自体はまったく分かりません。そういう情報はいただけるのでしょうか。それとも、私たちは防災対策名簿だけで活動するのでしょうか。その辺りがよく分からないのでお教え願いたいです。

○会長

事務局お願いします。

○高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長

避難行動要支援者名簿のことですが、現状では災害時要援護者名簿という名称を使っています。民生委員の方にお渡ししているものも、災害時要援護者名簿に登録されている方の名簿で、また自治会の方にも自治会のエリアで登録した災害時要援護者の方の名簿をお渡ししています。また、警察や消防の方にも情報提供していますので、今後こういった情報をいかに連携して活用していくの

かということを含め、検討していければと考えています。以上です。

○会長

よろしいですか。

災害時要援護者名簿はすべてを網羅しているのですか。

○高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長

はい、会長。こちらに登録されているのは、正確には75歳以上の高齢者のみの世帯の方、要介護3以上の方、障害者手帳を持っている方で、障害の等級にもよります。また申請方式ですので、登録を申し込まれた方を掲載する方式での名簿になっています。

○会長

ありがとうございました。

登録を申し込まれた方が対象ということですが、大事なことは、登録していない方々をどういう形で支援していくのかで、そこが論議の対象になると思います。その辺りについて、市の考え方は何かありますか。

○高齢者支援課長

災害時要援護者名簿に登録されていない方への対応ですが、大変重要な課題であると捉えています。一方で、一気に解決できるような方策は、検討しているなかでは出ていないのが現状です。しかしながら、災害も待つてはくれませんので、早急に対応については引き続き検討していきます。以上です。

○障害者福祉課長

高齢者と同様に課題であると認識しております。ただ、実際の対象者の規模を考えますと障害者の方の対応については、対象者数も絞られることから、具体的には動きやすいところもあります。

現状、名簿に掲載されていない方への対応については、サービス事業者と連携を取り、アンケート調査もはじめているところです。災害にも風水害と震災がありまして、それぞれの場合についてどのようにしていけばいいのか事業者の皆さんと連携を取りはじめている状況です。以上です。

○会長

ありがとうございました。

○介護保険課長

介護保険の事業所とも、災害時の協定をどのような形で結べるかを検討しているところです。要援護者と呼ばれる方々、要介護度で言うと要介護3以上ぐらいが該当してくるのかと思いますが、そういう方々を事業者と連携してどのように救えるかということを検討しているところです。以上です。

○会長

ありがとうございました。

何かありますか。委員お願いします。

○委員

事業番号7の防災マップの充実や周知等についてです。今まで障害者の人は地図を見てもなかなか分からないことが多いので、はっきりと見えない方に向けたものなど、障害別に分かりやすいマップを作ってほしいです。

○会長

事務局お願いします。

○障害者福祉課長

はい、会長。防災マップの見やすさなど、障害のある方たちに合わせた防災マップについては課題と捉えています。防災マップに限らず防災情報や災害時の情報発信の仕方について、聴覚障害の方、視覚障害の方も含め、様々な障害の方にどのように伝えていくのかは大きな課題だと認識しています。

今後は、この防災マップの充実のあり方についても、防災危機管理課と連携しながら、確実に情報を伝えられるように検討し、努力していきたいと考えています。以上です。

○会長

委員よろしいですか。

○委員

ありがとうございます。

○会長

その他に何かありますか。委員お願いします。

○委員

資料1の15ページです。(4)の自治会・町会等で、平成29年度より平成30年度のほうが総世帯数は増えています。しかし、自治会・町会などへの加入世帯数は減っています。また自治会数は、平成29年が400で平成30年が396です。この減少した4つの自治会の人たちと加入世帯数に関係はあるのかということが一点です。

あと、私の加入している自治会では、防災訓練やいろいろなことをさせていただいて知識を得ています。4つ自治会がなくなったら、どこの自治会にも入れていない自治会難民のような世帯がかなりの数になると思いますし、自治会経由で来ていた情報が得られないということがあると思います。その方たちを市ではどのようにフォローしているのかをお聞きしたいです。

○会長

ありがとうございます。事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。大変申し訳ありません、ご質問いただいた減少した加入世帯数と自治会の関係ですとか、自治会難民といった方の状況は、現在我々では把握しておりませんので、次回どのような対応を取っているかお知らせをしたいと思っています。

情報の発信について、情報を取れない市民の方が出てしまうことは避けたいということは広報の方でも考えていました。また自治会に加入されていない方々への情報発信、情報の取り方については、検討していると思っています。コミュニティを主管する課で、どのような広報をしているかは確認して、また改めてお示しします。以上です。

○会長

よろしいですか。次回に回します。

その他は何かありますか。お願いします。

○委員

福祉のまちづくりということで、歩道のことについてお伺いします。看板や放置自転車、電柱等が取り除かれた道路という文言があります。これは以前この会議の中でもお話ししていましたが、民間の木の枝が歩道に飛び出していたり、街路樹については、本来は恐らく府中市に剪定基準がありまして、2メートル30か2メートル50より低い位置の枝は切るとなっているはずだと思いますが、それが徹底されていません。だいたい下まで枝が垂れています。私たちが歩いていると、傘や頭に枝がぶつかりけがをすることがあります。その程度のけがなら相談していないというケースがすごく多いです。歩道に植木鉢が置いてあったり、歩道にペットボトルをまとめたものなどが置いてあったりといったこともあります。特に木の枝などは危ないので、文言のどこかに入れていただけないものでしょうか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。歩道の安全確保という点で、街路樹の関係、剪定やペットボトル等に関しては道路課でも対応していると思いますが、この内容に関して検討していきたいと思っています。

○会長

よろしいですか。

その他に何かございますか。副会長お願いします。

○副会長

一点、質問と確認です。資料1の14ページ(3)外国人住民で、平成25年以降は増えています。しかし、外国人に関する事業ということでは、事業番号31の情報利用のアクセスの確保で、障害のある人、高齢者、外国人など情報入手が困難な方ということで、ここでやっと外国人という言葉が出てくるだけです。

この程度でいいのかももう少し増やすべきなのか、今後府中市でも外国人の方々というのは、地域福祉においても大事な方です。そうすると、そのような方々に対して、それこそワンストップサービスで、まずここに来れば、住民登録などについていろいろなことを教えてくれたり、あとは保育園に入るなら、保育園の入園のしおりが複数の言語で作成されるであったり、そういったいろいろな対応があると思います。そう考えると、外国人への支援が、この程度でいいのか、新たに項目を入れるか、他の取組の対象者に「外国人」という言葉を入れていくのか、その辺りのお考えなどはありますか。

また、現状外国の方に関しては、まず市役所のここに来てくださいという総合的な対応をしているということがあるかどうかを教えていただければと思います。

○会長

ありがとうございました。事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。ご意見をありがとうございます。市内にも東京外国語大学など留学生がたくさんいらっしゃいます。また、その支援、情報発信については、国際交流サロン等を通じて発信をしているところがあります。そういった支援を担当している部署では、協働推進課等がありますので、その部署にも確認を取りながら、記載内容について検討していきたいと思います。以上です。

○会長

現状はどうなっていますか。例えば、市役所で特別な窓口があるのかということについてはいかがですか。

○事務局

はい、会長。実際の対応ですが、先ほど申し上げましたように、国際交流サロンなど外国人の方への窓口はいくつかあります。なお、例えば生活保護や税の手続きなどで市の担当課に来庁された際は、言葉が分かる職員が応援で駆け付けて対応するなど、適切にサービスにつなぐような体制は整えています。ただ、外国人の方についてワンストップで対応できるという部署や窓口は、現状は設置されておられません。

いただいたご意見についてですが、我々も本計画の策定を進めていくなかで、外国人への対応について、どのような形で施策等を作成できるか検討はいたしました。すべての市民の方を対象に支え合うという考えにおいては、特段項目出しはせず、情報のバリアフリーというところで情報をつなげていけば対応が取れるのではないかと考え、現状の形で作成いたしました。

そうはいつでも、関係する部署や相談窓口が多々ありますので、そういったところにおいて課題がないかも整理いたしまして、計画に反映できるものについては反映していきたいと考えています。以上です。

○会長

ありがとうございます。よろしいですか。
その他は何かございますか。委員お願いします。

○委員

資料1の42ページです。(9)手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設とありますが、手話のできる職員とはどういった方を示しているのですか。例えば今どなたがいらっしゃるのですか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。手話のできる職員とはどのような職員かということですが、例えば市役所でいえば庁内で手話講習会を行っていますので、そういった講習を受けた職員を指すかと思えます。以上です。

○委員

分かりました。

○会長

よろしいですか。
その他に何かありますか。ぜひ皆さんに聞いていきたいと思えます。
委員、何かありますか。

○委員

バリアフリー情報の提供についてうかがいます。前々回からホームページ以外にも何か媒体が考えられるのか事務局に投げかけていました。それからの進展を市役所の方に投げかけてしまっている状態でしたので、そちらの進捗を知りたいと思っています。よろしくをお願いします。

○会長

事務局よろしくをお願いします。何かありますか。

○事務局

はい、会長。情報の発信のあり方は大変重要なことだと感じています。随時、適切に情報発信を行

っていくこと、またホームページですと少し確認に時間がかかってしまったり、災害時などの場合には迅速な情報発信も必要になってきます。必要な情報が得られる手段に限られる人にも配慮して、複数の情報提供の手段を確保していくことは重要だと考えています。引き続きホームページ、また広報紙によらず、その他の新たな情報発信の仕組みについては、庁内にも情報に関する管理をする部署がありますので、そちらとも協議を進めていきたいと思っています。以上です。

○会長

よろしいですか。

委員、何かありますか。

○委員

おおむね皆さんが質問してくださいました。先ほどの委員のご質問については、私も注目していた部分でしたが、とりあえず状況は理解しました。

子どもの住む環境の安全性に関しても、委員からお話がありましたように、いろいろな活動があるにはあるのだらうと思います。私がいいなと思ったことは、北区のホットスポット・パトロールマニュアルというものです。地域の方々がそれを参考にしながら活動なさるためのものです。北区のホームページから閲覧ができるかと思っていますので、参考になさるとよいと思います。

また、ひきこもりの方への対応のこともお話に出ていましたが、確かにご本人への面接相談はなかなか助言できるものではありませんが、いつの間にか十何年もひきこもり状態をしていると、当事者を囲む家族や周りの方々の間には、いろいろな目に見えない緊張関係があるわけです。その緊張関係を少しほどいてあげるだけで、十数年ひきこもりをしていた方が、自分でデイケアを探してそこへ出向くようになった事例を私は経験したことがあります。それに近いようなこともたくさん経験しています。

要は、こういうシステムをどのように動かすか、そのエネルギーになる人材をどう養成するか、そこでそういう知恵を授かるか授からないかという問題にかかってくるような気がします。ですから、これはこれで私はいいと思っていますので、そういったことをどこかに少し入れていただければいいのかなと思います。少し印象に残ったことを意見として申し上げました。

○会長

ありがとうございます。

事務局、その辺りについて何かありますか。

○事務局

はい、会長。人材の育成については、本当に人が行っていくことですので、その辺りについてもどこかに表記ができるかどうかを検討していきたいと考えています。また、特定の職員でないとできないということも避けなければいけませんので、技術の継承ではありませんが、職員の育成にも力を入れていきたいと考えています。以上です。

○会長

よろしいですか。

委員、何かありますか。

○委員

資料1の構成について、このままでも問題はないと思いますが、提案ということでお話しさせていただければと思います。

1ページの人口・世帯について、以前の会議資料では、昼間人口と夜間人口についても記載があったと思います。私がなぜこの項目を入れたいかというのは、いわゆる防災のところにつながります。昼間は市外へ仕事に行く大人が相当数います。一方で、市内の学校の校長先生等のなかには、日中は中学生などがすごく戦力になるのではないかというお考えをお持ちの方も多数いらっしゃいます。私も防災という点で、大人だけではなく当然未成年の方でも活躍の場は多数あると認識しています。そういった意味からも、日中の人口の状態が分かるようなことがあると、重点項目である地域での防災につながっていくので、もしその辺りの指標があればよいと思います。

また、高齢者に関する項目があり、障害者、子どもについての項目があるという構成上の縦割りというか、何かしらくる必要があるというところは、やむを得ない部分があるのかなと思いますが、逆に、横ぐしになる部分をもう少し表現できるようなことがあってもいいのではないかと思います。

また、5の市民生活の現状に労働力率や生活保護世帯の指標も出ているところは、後の項目とのつながりで理解できるところでもあります。毎年の府中市の市政世論調査では、確か9割前後の方が、このまま府中で住み続けたいといった回答だったかと思います。その反面、生きづらさを抱えていらっしゃる方々や困り事を抱えていらっしゃる方々がいることも事実です。その辺りをどう表現するかという課題もあると思います。地域福祉・福祉のまちづくり推進計画ですので、そうした困り事や生活にお困りの方々の部分を、記載しないということはいかかなものかということもあります。例えば自殺者の経年変化、大体40人前後の方々が自殺されていらっしゃる現状や、10人前後の方々が毎年のように孤独死なさっていらっしゃる現状などもどこかに表現をしておいたほうが、様々な重点項目にも結び付けられるのでは思い、全体的な構成も含めて提案させていただいたところ です。以上です。

○会長

ありがとうございました。2点あります。昼間人口・夜間人口等も含めた構成について、またセーフティーネットのところをどういう形で表現していくのかということです。

事務局お願いします。

○事務局

はい、会長。確かに以前の資料で日中の人口、夜間の人口はお示しさせていただいています。そういったデータも入れたほうがいいのではないかというお話がありましたので、その辺りを追加していくことについては対応できるかと考えています。

全体の構成について、例えばセーフティーネットに関するものとして何を抽出して掲載するのか、

多くの事業がありますので、関係するデータも多岐にわたります。具体的にデータを掲載するのか、もしくは掲載しているデータに関連する調査結果は、様々な報告書がありますので、そちらを参照していただくように記載をするのか、構成についてはいただいた意見をどのような形で反映できるかを検討させていただきます。以上です。

○会長

よろしいですか。

その他に何かありますか。

なければ、これで議題（１）、（２）を終了させていただきたいと思います。

(3) その他

○会長

続いて、その他について事務局からお願いしたいと思います。

○事務局

はい、会長。それでは、事務局から、今後の審議会の開催日程についてお伝えします。次回、第４回審議会は、９月１０日木曜日午前１０時からの開催を予定しています。今回と同じ会場の予定です。開催通知については改めてお送りします。

次回は、本日の議論を踏まえて、いただいたご意見等を反映し、事業内容および計画の素案についてご議論いただきたいと思いますと考えています。以上です。

○会長

ありがとうございました。

何か質問はありますか。

今回は９月１０日ということで、今日の意見も含めて事務局でまとめていただき、素案として再度提案をして確認をしていくという流れになるかと思います。

よろしいでしょうか。以上で、本日の議題はすべて終了しました。これで、令和２年度第３回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。